様式第１号（第３条関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 土地開発行為（変更）協議書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　阿久比町長 殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　　－　　　　－　　　　　　　　　　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。 |
| 開発行為の名称 |  |
| 開発行為の目的 |  |
| 開発区域の位置 | 阿久比町 |
| 開発区域の面積 | ㎡　　（　　　　　㎡） |
| 開発区域の諸条件 | 土地利用規制 |  |
| 地目 | 区　分 | 宅　地 | 田・畑 | 山林・原野 | その他 | 計 |
| 面積　㎡ |  |  |  |  |  |
| 比率　％ |  |  |  |  | 100 |
| その他の事項 |  |
| 開発区域の周辺状況 |  |
| 計画概要 | 別紙のとおり |
| その他参考となるべき事項 |  |
| ※事業者が土地所有者でない場合は、土地所有者の同意書を添付すること。 |

１　「開発区域の面積」の欄には、実測面積（図上求積等）及びかっこ書で土地登記簿に登記された地籍を記載すること。

（裏面）

備考

２　「土地利用規制」の欄には、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、砂防法等法令の規定に基づく地域、地区の区分を知り得る範囲で記載すること。

３　「その他の事項」の欄には、土地改良事業、国有財産、公有財産等の有無について記載すること。

４　「計画概要」には、土地利用計画、公共施設又は公益的施設計画、排水計画、給水計画、防災計画、公害防止計画、資金計画、工事施行者・工事責任者、土地選定理由等の計画概要を記載すること。

５　「その他参考となるべき事項」の欄には、協議結果の通知を受けた事業計画の変更をして協議を行おうとするものである旨等参考となるべき事項を記載すること。

６　協議書の提出部数は、正本１ 部、副本１ 部とする。

７　協議書には、次の書類を添付すること。

1. 計画概要書（様式第１号の２）
2. 開発行為同意書（様式第１号の３）
3. 事業区域位置図
4. 公図の写し
5. 土地所有者一覧表
6. 事業実施工程表
7. 土地利用現況図
8. 公共施設新旧対照図　※
9. 土地利用計画平面図（配置図）
10. 造成計画平面図、断面図
11. 道路計画平面図、道路標準断面図　※
12. 排水計画図
13. 雨水排水流域図　※
14. 流量計算書　※
15. 給水計画平面図　※
16. 近隣住民等説明状況報告書（様式第４号）・近隣住民等説明会

　　 報告書（様式第４号の２）

1. その他町長が必要と定める図書

なお、※印の書類については、第４条に規定する審査を伴わない場合、添付を省略することができる。

様式第１号の２（第３条関係）

計画概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 設計者(連絡先)の住所及び氏名 | 担当者電　話 |
| 工事施行者(連絡先)の住所及び氏名 | 担当者電　話 |
| 区域区分 | 用　途　地　域 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 |
| 市街化区域市街化調整区域 | 地域 | 年　　月　　日 | 　　年　　月　　日 |
| 土地利用計画 | 区　分 | 宅　地 | 公共の用に供する空地 | その他 | 計 |
| 道　路 | 水　路 | 調整池 | その他 |
| 面積 ㎡ |  |  |  |  |  |  |  |
| 比率 ％ |  |  |  |  |  |  | 100 |
| 造成計画 | 搬入場所・事業等名称 | 場所名称 |
| 搬入土の種類 |  |
| 搬入土量 | 　　　　　　　　　　　㎥ |
| 搬出場所・事業等名称 | 場所名称 |
| 搬出土の種類 |  |
| 搬出土量 | 　　　　　　　　　　　㎥ |
| 運搬計画 | 1台あたり　　　　㎥　　延べ台数　　　　　台（1日最大稼働数　　　台） |
| 公共施設等の整備計画 | 道　　路 | 名称　　　 W　　　 　　m　　　　　　L　　　　 　m | 名称　　　 W　　　 　　m　　　　　　L　　　　 　m |
| 名称　　　 W　　　 　　m　　　　　　L　　　　 　m | 名称　　　 W　　　 　　m　　　　　　L　　　　 　m |
| 水　　路 |  |
| 給　　水 | 有り・無し　／　既設給水管φ　　mm　／　給水可否　可・否 |
| 汚水処理 | 単独　　・　　合併　　・　　下水道　　・　　無し |
| そ の 他参考事項 |  |

様式第１号の３（第３条関係）

開発行為同意書

　　年　　月　　日

阿久比町長　殿

土地所有者　住　所

氏　名

連絡先

事業者（　　　　　）が、私の所有する下記の土地を（　　　　　）することについて異議がないので同意します。

　なお、事業の施行によって生じた被害については、事業者とともに連帯して指導要綱第１２条に規定する補償の責を負います。

記

１　開発目的

２　開発区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在・地番 | 地　目 | 面　積 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　事業者

　　　住　所

　　　氏　名

（名称及び代表者氏名）

　　　連絡先

様式第２号（第３条関係）

協議結果通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

阿久比町長

　　年　　月　　日付けで協議のありました下記の事業については、別紙意見書のとおり通知します。

記

１　開発行為の目的

２　開発区域の位置　　阿久比町

３　開発区域の面積　　　　　　　　　　㎡　　（　　　　　　　㎡）

様式第３号（第３条関係）

|  |
| --- |
| 土地開発行為廃止届　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日阿久比町長 殿事業者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　　－　　　－　　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱第3条第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。 |
| 開発行為の目的 |  |
| 開発区域の位置 | 阿久比町 |
| 協議申出年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 廃止年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 廃止の理由 |  |
| 廃止時の土地の状況と廃止に伴う今後の処置 |  |

様式第４号（第５条関係）

近 隣 住 民 等 説 明 状 況 報 告 書

|  |
| --- |
| 阿久比町　殿　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　説明責任者　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱第５条第１項の規定により、近隣住民等へ次のとおり説明しましたので、報告します。 |
|  |
| 地元区長等 | 説明日時　月　　日　　時　　分～ |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 質疑・要望事項等 |
|  |
| 近隣地主等 | 説明日時　月　　日　　時　　分～ |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 近隣所在地 | 阿久比町 |
| 質疑・要望事項等 |
|  |
| 様式第４号の２（第５条関係）近隣住民等説明会報告書

|  |
| --- |
| 阿 久 比 町 長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　説明責任者　住所　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱第５条第１項の規定により、近隣住民等へ次のとおり説明会を開催しましたので、報告します。 |
|  |
| 開催日時 | 　　月　　日　　　時　　分　～　　時　　分 |
| 場　　所 |  | 出席者 | 　　　名 |
| 説明内容、方法 |
| 事業の概要、工法等 |
| 工事公害等 |
| その他 |
|  |
|  |

出席者　住所・氏名　質疑・要望等、回答内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 住　　　　　　所 | 質疑・要望等 | 回答内容 |
| 氏　　　　　　名 |
| １ | 阿久比町 |  |  |
|  |
| 2 | 阿久比町 |  |  |
|  |
| 3 | 阿久比町 |  |  |
|  |

 |

様式第５号（第１０条関係）

|  |
| --- |
| 工 事 完 了 届　　年　　月　　日阿久比町長 殿事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　　－　　　－　　　　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱第１０条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。 |
| 協議結果通知書日付・文書番号 | 年　　月　　日付け　第　　　号 |
| 開発行為の名称 |  |
| 開発区域の位置 |  |
| 開発区域の面積 |  |
| 工事着工年月日 | 年　　月　　日 |
| 工事完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 工事施行者 | 住　　　　　所 |  |
| 氏　　　　　名（名称及び代表者氏名） |  |
| 現　況　写　真 | 別添のとおり |
| その他参考となるべき事項 |  |